

令和6年度障害福祉サービス等事業者等集団指導

障害福祉サービス事業運営に係る 留意事項について（児童系）

三重県子ども・福祉部 福祉監査課
事業所監査班

説明項目（児童系）

1. 報酬改定にかかる減算等の適用
2. 安全対策について
3. 運営基準等の留意事項
4. その他

1. 報酬改定にかかる減算等の適用

【項目】

- (1) 虐待防止措置
- (2) 身体拘束の適正化
- (3) BCP策定の徹底
- (4) 情報公表未報告の事業所への対応

1. 報酬改定にかかる減算等の適用

(1) 虐待防止措置

【虐待防止措置未実施減算】

事業所における虐待防止の取り組みを徹底するため、虐待防止措置が未実施の事業所について、虐待防止措置未実施減算を適用。

令和6年4月から所定単位数の1%を減算

【基準】

- ①虐待防止委員会の定期開催と従業員への周知徹底
- ②虐待防止研修の定期実施
- ③虐待防止担当者設置

1. 報酬改定にかかる減算等の適用

(1) 虐待防止措置

虐待防止委員会の役割

- 虐待防止のための計画づくり
研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成。
- 虐待防止のチェックとモニタリング
虐待が起こりやすい職場環境の確認など。
- 虐待発生後の検証と再発防止策の検討
虐待やその疑いが生じた場合、事案検証のうえ、再発防止策を検討、実行

1. 報酬改定にかかる減算等の適用

(2) 身体拘束の適正化

身体拘束等は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、原則禁止である。

やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録すること。

【身体拘束廃止未実施減算の見直し】

5単位減算 ⇒ 令和6年度から1%減算へ

【基準】

- ①身体拘束適正化検討委員会の定期開催と従業者への周知徹底
- ②身体拘束等適正化のための指針の整備
- ③身体拘束等適正化研修の定期実施

1. 報酬改定にかかる減算等の適用

(3) 業務継続計画（BCP）策定の徹底

【策定の目的】

感染症・非常災害の発生時において、

- ① 利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため。
- ② 早期の業務再開を図るため。

業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じる。

※BCP：Business Continuity Planの略

1. 報酬改定にかかる減算等の適用

(3) 業務継続計画（BCP）策定の徹底

【業務継続計画未策定減算】

令和6年4月から義務化

未策定の場合、基準違反 1%から3%減算

以下が策定済の場合

- ・感染症対策に関する指針の整備
- ・非常災害に関する具体的な計画

⇒ 令和7年3月31日まで 減算適用を免除

(保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援は、令和7年3月31日まで減算適用を免除)

1. 報酬改定にかかる減算等の適用

(4) 情報公表未報告の事業所への対応

【情報公表未報告減算】

- ▶ 情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、W A M N E T（障害福祉サービス等情報公表システム）へ未報告の事業所に対する減算を適用。

令和6年度から 5%～10%減算

2. 安全対策について

【項目】

- (1) 安全計画の策定等
- (2) 送迎車の安全確認

2. 安全対策について

(1) 安全計画の策定等

事業所設備の安全点検、事業所外での活動・取組等を含めた日常生活における安全対策に関する措置を行う。

令和6年4月から義務化

- ①安全計画の策定・従業者への周知
- ②安全計画の定期的な研修・訓練
- ③安全計画に基づく取組内容を保護者へ周知

2. 安全対策について

(2) 送迎車の安全確認

子どもの移動のため、自動車を運行する場合の安全確認

①乗り降りの際、子どもの所在を確実に把握できる方法による確認。

②当該自動車にブザー等により、車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、子どもの降車時に活用。（児童発達支援、放課後等デイサービスのみ）

3. 運営基準等の留意事項

【項目】

- (1) 定員の遵守
- (2) 衛生管理等
- (3) 勤務体制の確保等
- (4) 苦情窓口の設置

3. 運営基準等の留意事項

(1) 定員の遵守

事業者は、利用定員を超えて、児童発達支援等の提供を行ってはならない。

ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

※定員超過利用減算に該当しないからといって恒常的に運営規程に定められた定員を超えてはいけない。

3. 運営基準等の留意事項

(2) 衛生管理等

- ① 感染症対策検討委員会を定期的（概ね3月に1回以上）に開催し、その結果を従業者に周知徹底を図る。
- ② 感染症対策における指針を整備する。
- ③ 研修・訓練を定期的（年2回以上）に実施する。

※ 令和6年4月から義務化

3. 運営基準等の留意事項

(3) 勤務体制の確保等

①適切なサービス提供を確保する観点から、事業主が職場において行われる「セクシャルハラスメント・パワーハラスメント等」により、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

②従業員が安心してサービス提供できるように、カスタマーハラスメントについても対策を検討すること。

3. 運営基準等の留意事項

(4) 苦情窓口の設置

事業所に関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、必要な措置を講ずること。
また、当該苦情の内容等を記録すること。

- ① 苦情窓口（事業所窓口、利用者の市町、運営適正化委員会等）、苦情解決の体制及び手順等の明確化
- ② 苦情内容を記録し、従業者に情報共有

事業所サポート型運営指導の申し込み

●対象事業所

- ・事業開始後 概ね6か月～3年程度の事業者
- ・事業種別は 訪問系、通所系

介護保険サービス：訪問介護、通所介護など

障害福祉サービス：放課後等デイサービス、就労継続支援A型、B型など

「事業開始後3年程度」や、対象種別は、概ねの目安です。
少しでも検討されている場合は、ご相談ください。

●受付開始 令和6年7月1日から

福祉監査課HPから申込用紙をダウンロードいただき、ご記入のうえ
福祉監査課 kansa@pref.mie.lg.jp までお送りください。

申込用紙には実施希望時期をご記入いただけます。ご希望に添えない可能性もありますが、できるだけ配慮させていただきます。

●実施方法 指導実施決定後の流れは、従来の運営指導と同じ

●実施場所 事業所を予定

日頃の事業運営の点検、見直しにお役立てください。お申込みをお待ちしております。

ご視聴いただきありがとうございました。

事業所内で情報共有

福祉監査課ホームページの入力
フォームから「**参加確認票ア**」の提出
をお願いします。



参加確認票の提出（送信）は、
令和6年8月30日（金）までにお願いします。